

# アナログ簡易無線局の使用期限

RMK

## 400MHz帯アナログ簡易無線局及び小エリア簡易無線局のアナログ周波数の使用期限

- ◆ 簡易無線局のうち、**400MHz帯のアナログ周波数（注1）**及び**小エリア簡易無線局（注2）**については、総務省告示（周波数割当計画）により周波数の使用期限が**令和6年11月30日**までと定められています。
- ◆ **このため、令和6年12月1日以降使用することはできません。**  
引き続き、簡易無線を使用する場合は、デジタル簡易無線局に移行して頂く等の対応が必要となります。
- ◆ **デュアル方式（注3）の簡易無線局**についても、アナログ周波数を使用できるのは**令和6年11月30日**までとなります。

注1：465.0375MHz～465.15MHz及び468.55MHz～468.85MHzの周波数を使用するもの

注2：348.5625MHz～348.8MHzの周波数を使用するもの

注3：400MHz帯のアナログ周波数（35ch）とデジタル周波数（65ch）が使用できるもの→[デュアル方式簡易無線機一覧表](#)

